

運営規定

第1条 （事業の目的）

この規定は、介護付有料老人ホーム「よかよかの郷」が特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業の円滑な運営を行うべく、事業の運営について重要な事項を定めたものであり、利用者が施設においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができる介護サービスを提供することを目的とします。

第2条 （運営の方針）

本施設は、要介護認定を受けた利用者に対して、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うことにより利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。

- 2 本施設が提供する特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容を遵守して行います。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 4 サービスの提供にあたっては、個別の特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに実行します。
- 5 利用者の個人情報についてはその利用目的を示し、利用者の同意を得て取り扱うものとし、個人情報の管理に努めます。

第3条 （従業者の職種、員数及び職務内容）

一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業員の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用申し込みに係る調整、業務の実行状況の把握その他の必要な管理を一元的に行うとともに、従業員に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

二 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行います。

三 看護職員 2人以上

介護職員 10人以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとります。

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行います。

四 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況を踏まえて、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行

います。

五 計画作成担当者 1人以上

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画に関する業務を行います。

第4条(入居定員及び居室数)

入居定員は36名、居室数は36室とします。

第5条(指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定入居者生活介護のサービス提供内容及び利用料その他の費用)

指定特定施設入居者生活介護は、要介護者を対象に、要介護者3人に1人の介護職員を配置し、夜間は夜勤者を置き、介護を提供します。

- 2 サービス内容は、入浴・排泄・食事等介護サービス及び日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話、健康管理、相談・援助、口腔衛生の管理を提供します。
- 3 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合によりその1割～3割の額とします。
- 4 その他の費用については別表1のとおりとします。
- 5 利用料等の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者の又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名を受けるものとします。

第6条(利用者が介護サービスを受ける場所)

利用者に対する介護サービスの提供は、入居者の居室において行います。

第7条(施設の利用に当たっての留意事項)

施設の利用に当たっては、施設の安全および良好な環境を維持するために、利用者においては次の点に留意と協力をお願いします。

- 一 火気には十分ご注意ください、火災の予防にご協力していただくこと。
- 二 各居室の鍵は、各入居者様において管理していただき、外出の際の施錠など防犯にご留意していただくこと。
- 三 居室および居室前廊下の生活保持にご協力していただくこと。
- 四 騒音等他の入居者に迷惑をかけることがないようにご留意していただくこと。
- 五 居室備え付け設備や共用設備の利用に際しては、汚損、破損がないよう丁寧にご利用していただくこと。

第8条(緊急時等における対応、方法)

利用者の心身の状況に異変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに医師又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行います。

第9条(非常災害対策)

消防法に規定する防火管理者を置き、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の訓練等を行います。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- 四 その他防災管理上必要な業務

第10条(介護サービスに係る事故について)

転倒、転落、異食、誤嚥、誤薬、食中毒、感染症(インフルエンザ、ノロウィルス、新型コロナ等)、交通事故、職員の違法行為、不祥事、その他が発生した場合は各保険者へ報告します。

- 2 受傷や状態の程度により、救急車による搬送、専門医への受診、協力医療機関への受診を行います。

第11条(苦情処理)

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、施設内の受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとします。また、利用者の各保険者の連絡先を明記し、速やかに対応できるようにします。(別紙)

第12条(衛生管理等)

利用者が使用する施設、食器、その他の設備又は飲料に供する水について、衛生的な管理に努めます。感染症の発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

- 2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。
 - 一 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - 三 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処法等に関する手順」に沿った対応を行います。

第13条(虐待の防止)

入居者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。

- 二 虐待防止のための指針を整備します。
 - 三 従業者に虐待の防止を啓発・普及するため、研修を定期的に行います。
 - 四 一から三に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を設置します。
- 2 サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に連絡するものとします。

第14条(身体拘束等の禁止)

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果についてその他の従業者に周知徹底を図ります。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

第15条(業務継続計画の策定)

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

第16条(協力医療機関等)

主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めます。

- 2 前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次にあげる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めます。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出るものとします。
- 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を取り決めるよう努めます。

- 5 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行います。
- 6 利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めます。
- 7 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めます。

第17条(その他運営に関する重要事項)

その他運営に関する重要事項として、本施設では、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

- (ア)この規定に定める事項の他に、特定施設入居者生活介護サービス、介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供について重要な事項が生じた場合には、適切な対応と、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たるものとします。
- (イ)問題の対応策又は対応結果については、家族会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。
- (ウ)施設の利用に当たっては、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結します。
- (エ)利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介します。
- (オ)施設は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとします。
 - (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2)継続研修 年5～6回
- (カ)従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。
- (キ)施設は、適切な施設サービスを提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (ク)この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人成雅会と管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行します。